

## 兵庫県立大学社会価値創造機構規程

### (目的)

第1条 兵庫県立大学社会価値創造機構（以下「機構」という。）は、兵庫県立大学と産業界、行政等との連携により研究を推進するとともに、その成果の社会実装を促進することにより、地域社会に新たなイノベーションを創出することを目的とする。

### (業務)

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会価値創造に係る企画立案、相談及び広報等に関すること。
- (2) 社会価値創造事業の実施に関すること。
- (3) 知的財産の取扱いに関すること。
- (4) 医産学連携の研究に関すること。
- (5) 人工知能の研究教育に関すること。
- (6) 金属新素材の開発に関すること
- (7) 大学発ベンチャーの創出及び支援に関すること。
- (8) 放射光の産業利用に関すること。
- (9) 博士課程学生等若手研究者のキャリア開発に関すること。
- (10) 水素エネルギー社会構築に向けた研究に関すること。
- (11) ハイパフォーマンス・コンピューティング分野の研究に関すること。
- (12) 地域連携活動の支援に関すること。
- (13) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (14) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

### (本部)

第3条 機構に、社会価値創造に係る業務を企画立案し、統括するための組織として、本部を置く。

### (金属新素材研究センター)

第4条 第2条に係る事項のうち、金属新素材の研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に金属新素材研究センターを置く。

### (人工知能研究教育センター)

第5条 第2条に係る事項のうち、人工知能の研究教育に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に人工知能研究教育センターを置く。

### (放射光産業利用支援本部)

第6条 第2条に係る事項のうち、放射光の産業利用に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に放射光産業利用支援本部を置く。

### (産学連携キャリアセンター)

第7条 第2条に係る事項のうち、博士人材のキャリア開発に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に産学連携キャリアセンターを置く。

(水素エネルギー共同研究センター)

第8条 第2条に係る事項のうち、水素エネルギー社会構築に向けた研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に水素エネルギー共同研究センターを置く。

(データ計算科学連携センター)

第9条 第2条に係る事項のうち、データ計算科学の研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に計算科学連携センターを置く。

(地域創造センター)

第10条 第2条に係る事項のうち、地域連携活動の支援に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に地域創造センターを置く。

(組織等)

第11条 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 本部長
- (4) 金属新素材研究センター長
- (5) 人工知能研究教育センター長
- (6) 放射光産業利用支援本部長
- (7) 産学連携キャリアセンター長
- (8) 水素エネルギー共同研究センター長
- (9) データ計算科学連携センター長
- (10) 地域創造センター長

2 機構長は、学長の申出に基づき、理事長が任命する。

3 学長は、副学長の中から機構長を指名し、前項の申出を行う。

4 副機構長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。

5 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を管理する。

6 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

7 第1項第3号から第10号に掲げる職は、機構長もしくは機構長が指名する者をもって充てる。

8 第1項に掲げる職のほか、機構に常勤・非常勤の教員等を置くことができる。

(運営委員会)

第12条 機構の組織及び運営に係る重要な事項について審議・調整するため、社会価値創造機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(庶務)

第13条 機構の庶務は、本部及び事務局社会貢献部が行う。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日改正）

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、次に掲げる規程は廃止する。

- (1) 兵庫県立大学地域創造機構規程
- (2) 兵庫県立大学地域創造機構運営委員会規程
- (3) 兵庫県立大学生涯学習交流センター規程